

学校を休む・早退・遅刻の時は…

1 欠席・早退・遅刻

- ◇学校を欠席・早退・遅刻する場合には、「欠席届」を提出、または、「保護者専用FAX連絡用紙」により、FAX送信してください。
- ◇提出が間に合わず、電話で連絡の場合は、7:40～8:10の間をお願いします。なお、「保護者専用FAX連絡用紙」以外のFAXやメールでの欠席等の連絡はご遠慮ください。
- ◇遅刻・早退は必ず保護者(家族)が、教室又は保健室まで送迎してください。早退迎えの場合は、「IDカード」を必ず学校職員に提示してください。送迎の車は入ってすぐの来客駐車場に停めてください。門扉の開閉は送迎の方が行ってください。

2 忌引き

- ◇親戚の葬儀等で学校を休まなくてはならない時は欠席になりません。忌引き対象となる親族と日数は次の通りです。

父母……………5日以内	祖父母……………3日以内
兄弟姉妹……………3日以内	おじ・おば・曾祖父母……………1日以内
- ※なお、遠隔地の場合は、往復に必要な日数を加算することができます。

3 出席停止

- ◇学校感染症にかかった場合は、出席停止(欠席扱いにならない)になりますので、診断されたら速やかに学校へ連絡をお願いします。
- ◇「学校感染症による出席停止について(お知らせ)」をお渡しします。医師から登校の許可が出たら、保護者が「**登校届**」を記入し、**登校の際、学校に提出**してください。
- ※医師の診察を受け、治療と休養を十分にとってください。
- ※登校は、保護者の判断ではなく、医師から許可が出てからとなります。

★学校感染症とは、学校保健安全法に定められた感染症のことを言います。

- 第1種 エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱・コレラ・腸チフス・ジフテリア・鳥インフルエンザなど
- 第2種 インフルエンザ・百日咳・麻疹(はしか)・風疹(三日ばしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・咽頭結膜炎(プール熱)・結核など
- 第3種 コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症(O-157)・急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎(はやり目)、※その他の感染症など

※その他の感染症とは…・感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルスなど)・マイコプラズマ感染症
・手足口病・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・ヘルパンギーナ
・伝染性紅斑(リンゴ病)・RSウイルス・EBウイルス・帯状疱疹など

4 その他

- ◇「欠席届」「保護者専用FAX連絡用紙」「インフルエンザ学級休業時連絡FAX送信票」「登校届」は<御厨小ホームページ>からダウンロードできます。【保護者向けファイル】のページから印刷し、ご使用ください。